

企業局告示第一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年三月二十四日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

指 定 を 受 け た 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年 月 日	平 成 二 三 年 三 月 一 七 日	管 理 の 期 間	平 成 二 三 年 四 月 一 日 〳 平 成 二 八 年 三 月 三 一 日
	アマノマネジメント サービス株式会社 代表取締役 林 博文	神奈川県横浜市港北区 菊名七丁目三番二二号				